



平成20年度 科学研究費補助金 公募要領・研究計画調書の主な変更点と注意事項

1. 主な変更点

< 共通事項 >

【公募要領】

(1) 「系・分野・分科・細目表」の改正

平成20年度公募より、「系・分野・分科・細目表」を改正しました。(現行278細目から284細目に充実)

【主な改正内容】

- ・基礎ゲノム科学及び応用ゲノム科学における情報科学に関するキーワードを統合し、細目「ゲノム情報科学」を新設
- ・時限付き分科細目として設定された「表象芸術」の応募状況を踏まえ、分科「芸術学」、細目「芸術学・芸術史・芸術一般」を新設
- ・細目「ヨーロッパ語系文学」を、細目「英米・英語圏文学」及び「ヨーロッパ語系文学(英文学を除く)」に分割
- ・細目「膠原病・アレルギー・感染症内科学」を、細目「膠原病・アレルギー内科学」及び「感染症内科学」に分割
- ・細目「補綴理工系歯学」を、細目「補綴系歯学」及び「歯科医用工学・再生歯学」に分割
- ・細目「臨床看護学」を、細目「臨床看護学」及び「生涯発達看護学」に分割

(2) 研究種目についての見直し

平成20年度応募において、以下の研究種目については新規募集を停止しました。

- ・「特定領域研究」の研究領域
- ・「学術創成研究費」
- ・「研究成果公開発表(A): シンポジウムの開催」

(3) 研究分担者の在り方の見直し

今回、以下のとおり「研究分担者」の定義を明確にしました。

研究代表者と協力しつつ、研究遂行責任を分担して研究活動を行う者。補助金適正化法上の補助事業者に該当。

分担金の配分を受ける() (ただし、研究代表者と研究分担者が同一研究機関に所属する場合には、分担金の配分は生じない。)

研究代表者や他の研究分担者が、不正な使用等を行った場合は、応募資格の停止(交付対象からの除外)の対象となる。

- () 平成20年度から、研究分担者に分担金を配分する場合、当該分担金に対する間接経費を研究分担者が所属する研究機関に配分できることとする予定。

また、以下のとおり、新たに「連携研究者」を位置づけました。

研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員として研究計画に参画する者（応募資格を有する者でなければならない。）。補助金適正化法上の補助事業者には該当しない。分担金の配分を受けられない。

研究代表者への交替は認められない。

研究代表者や研究分担者が、不正な使用等を行った場合であっても、応募資格の停止（交付対象からの除外）の対象とならない（当人が共謀した場合を除く）。

また、上記については、平成20年度新規・継続を問わず全ての研究課題に適用されます。なお、平成20年度分の交付申請書の記載方法の詳細については、平成20年4月以降の交付内定通知により通知する予定です。

（変更前）							（変更後）								
区分	補助事業者	応募資格の有無	研究計画調書（研究組織欄）への記載	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載	区分	補助事業者	応募資格の有無	研究計画調書（研究組織欄）への記載	代表者交替	分担金の配分	交付対象除外規定	論文等への記載
研究代表者				-	-			研究代表者				-	-		
研究分担者					1			研究分担者					2		
研究協力者	×	×	×	×	×	×		連携研究者	×			×	×	×	
		4	3					研究協力者	×		×	×	×	×	
										4	3				

- (1)・・・研究代表者と異なる研究機関に所属する場合は分担金の配分が可能。
- (2)・・・分担金の配分を受けなければならない。ただし、研究分担者のうち研究代表者と同一の研究機関に属する者については、分担金を受けなくても構わない。
- (3)・・・「研究計画・方法」欄等については、研究計画調書作成・記入要領の指示に従い、必要に応じて記載することができる。
- (4)・・・応募資格の有無は問わない。

(4) 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出することを応募要件化

平成20年度に科学研究費補助金に応募する研究機関又は平成20年度に科学研究費補助金の継続課題がある研究機関は必ず提出してください。当該報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募は認められません。なお、当該報告書の様式については、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課より別途通知されます。

また、これに伴い、昨年度までの様式 T - 3 「内部監査等の実施状況報告書の提出書」、T - 4 「科学研究費補助金事務担当者名簿」、T - 5 「検収（納品検査）の実施体制に関する整備状況報告書」は廃止しますが、T - 3 及び T - 5 については、当該報告書に含まれる予定です。

(5) 重複応募制限への追加

「若手研究（S）」の取り扱いを追加しました。

【研究計画調書】

(1) 「研究分担者に分担金を配分する理由」欄の廃止

研究分担者の在り方の見直しに伴い、「研究分担者に分担金を配分する理由」欄を廃止しました。

(2) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の見直し

従来より、個人情報の取り扱いに配慮する必要がある研究も対象として記述することとしていましたが、その旨指示書きに明記するとともに、該当しない場合については、その旨記述するよう指示書きを追加しました。

(3) 「連携研究者」の研究計画調書への記入方法について

「連携研究者」については、研究計画調書の「研究組織（研究代表者、研究分担者及び連携研究者）」欄に記載することとなっております。また、研究協力者と同様、「研究計画・方法」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄には必要に応じて記述することができるが、「研究者調書」（特別推進研究、基盤研究（S））、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」欄には記述する必要はないなど、研究計画調書の作成・記入要領に沿って作成してください。

また、「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄には、「連携研究者」として参画している研究課題に係るエフォートは、「応募中の研究費又は受入予定の研究費」欄に記入するのではなく、「その他の活動」のエフォートに含めて記入してください。

なお、「研究計画・方法」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄の指示書きは以下のとおりです。

(例：特別推進研究（新規）)

「研究計画・方法」欄

本欄には、研究目的を達成するための具体的な研究計画・方法について、平成20年度の計画と平成21年度以降の計画に分けて、適宜文献を引用しつつ焦点を絞り、具体的かつ明確に記述してください。ここでは、研究が当初計画どおりに進まない時の対応など、多方面からの検討状況について述べるとともに、研究計画を遂行するための研究体制について、研究代表者及び研究分担者の具体的な役割（図表を用いる等）及び研究分担者とともに行う必要がある場合には、学術的観点から研究組織の必要性・妥当性及び研究目的との関連性についても述べてください。なお、研究体制の全体像を明らかにするため、連携研究者及び研究協力者（海外共同研究者、科学研究費への応募資格を有しない企業の研究者、大学院生等（氏名、員数を記入することも可））の役割についても必要に応じて記述してください。

「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等」欄

本欄には、次の点について、焦点を絞り、具体的かつ明確に記述してください。

本研究を実施するために使用する研究施設・設備・研究資料等、現在の研究環境の状況

研究分担者がいる場合には、その者との連絡調整の状況など、研究着手に向けての状況（連携研究者及び研究協力者がいる場合についても必要に応じて記述してください。）

【電子申請システム】

(1) 応募受付の電子化の推進

平成20年度応募分より、「特別推進研究」、「基盤研究（S・A・B）」及び「若手研究（S）」に加えて、「特定領域研究（継続の研究領域）」及び「萌芽研究」についても、完全電子申請とし、「電子申請システム」を利用して、応募書類の全てを作成・提出（送信）してください。（紙媒体での提出が不要）

なお、「基盤研究（C）」及び「若手研究（A・B）」については、昨年同様「電子申請システム」を利用して、応募書類の一部を作成・提出（送信）してください。（紙媒体での提出が必要）

(2) 研究分担者の在り方の見直しに伴う入力方法の見直し

平成20年度の応募にあたり、研究組織入力項目に「連携研究者」を入力することを追加しました。入力する際、区分欄において「連携研究者」を選択してください。なお、「平成20年度研究経費」、「エフォート」欄には入力できません。

また、異なる研究機関に所属する者を研究分担者とする場合、「分担金の有無」欄には必ず「有」を選択するとともに、「平成20年度研究経費」欄には配分額を入力してください。なお、研究代表者と同一研究機関に所属する研究分担者の場合には「平成20年度研究経費」欄に「0」を入力してください。

(3) 「研究者名簿」の情報を取得

「研究者名簿」の文部科学省への登録状況については、従来、文部科学省から各研究機関へ送付していましたが、研究機関担当者が「電子申請システム」から情報をダウンロードし確認できるようになりました。これに伴い、更新後の研究者名簿は送付いたしません。

< 第1種科研費に関する事項 >

【公募要領】

(1) 「特別推進研究」に係る最終年度前年度応募の研究課題の取り扱いについて

従来より、最終年度前年度応募にあたって、研究計画調書の作成等については、翌年度の4月1日以降の補助事業として作成することとし、当該応募研究課題が採択された場合、既に継続研究課題について交付決定を行っている場合には、継続研究課題に係る補助金を全額返還することとしていましたが、その旨明記しました。

なお、公募要領における記述内容は以下のとおりです。

当該応募研究課題が採択された場合には、その基となった継続研究課題の補助事業も含め、新規の研究課題で平成20年4月1日以降の補助事業として実施することとします。このため、研究計画調書の作成等にあたっては、平成20年4月1日以降の補助事業として作成することとし、当該継続研究課題に係る平成20年度の補助金は全額返還することとなりますので、留意してください。

研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書等を平成21年6月20日～30日までの間に提出しなければなりません。(公募要領 2(1) (ア)(d)エ))

(2) 「特別推進研究」に係る審査希望分野の選定について

従来より、審査を希望する分野を「人文・社会」、「理工」、「生物」から選択(「理工」については「数物系科学」、「化学」、「工学」のうちから最も関係が深いと思われる区分を選択)することとしていましたが、その旨明記しました。

なお、公募要領における記述内容は以下のとおりです。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、審査を希望する分野を「人文・社会」、「理工」、「生物」から必ず1つ選択してください。なお、「理工」については、「数物系科学」、「化学」、「工学」のうちから最も関係が深いと思われる区分を一つ選択してください。また、継続応募の場合は、平成19年度応募時と同じ分野を選択してください。(公募要領 2(1))

(3) 「特定領域研究(継続領域)」の研究概要の見直し

「特定領域研究(継続領域)」の研究概要において、公募研究の単年度当たりの応募額の上限額を明記しました。

【研究計画調書】

(1) 「特別推進研究（新規）」の各項目の順番等の見直し

「研究業績」欄について、研究代表者には二重下線を、研究分担者には一重下線を付すこととし、corresponding author には左に*印を付すこととするとともに、基盤研究と同様、発表年毎に線を引いて区別し、通し番号を付すこととしました。

また、各項目の順番及び分量を以下のとおり変更しました。

平成20年度公募に係る研究計画調書	平成19年度公募に係る研究計画調書
・全体研究計画 1. 研究目的 2. 研究の必要性 3. 文献 4. 研究計画・方法 5. 今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等 6. これまでに受けた研究費とその成果等 7. 研究計画最終年度前年度の応募を行う場合の記入事項 8. 研究経費の妥当性・必要性（分量の増） （削除） （削除） 9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 10. 使用施設 11. 現有設備 12. 設備備品費の明細 13. 消耗品費等の明細 ・研究者調書	・全体研究計画 1. 研究目的 2. これまでに受けた研究費とその成果等 3. 今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等 4. 研究計画最終年度前年度の応募を行う場合の記入事項 5. 研究の必要性 6. 文献 7. 研究計画・方法 8. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 9. 分担金の有無 10. 研究分担者に分担金を配分する理由 11. 研究経費の妥当性・必要性 12. 使用施設 13. 現有設備 14. 設備備品費の明細 15. 消耗品費等の明細 ・研究者調書

注)「 ・研究者調書」の各欄については順番・分量に変更なし

(2) 「特別推進研究（継続）」の項目の分量等の見直し

「研究成果の発表状況」欄について、当該欄に記載されている著者が本研究課題に参画しているかわかるように、研究代表者には二重下線を、研究分担者には一重下線を付すこととし、corresponding author には左に*印を付すこととしました。また、「研究成果の発表状況」、「研究経費の妥当性・必要性」欄の分量を増加しました。

(3) 「特定領域研究（継続領域）」計画研究（継続）の各項目の分量等の見直し

「研究成果の発表状況」、「研究経費の妥当性・必要性」欄の分量を増加するとともに、「研究資金の応募・採択状況」欄を追加しました。

(4) 「特定領域研究（継続領域）」公募研究の各項目の分量等の見直し

「研究業績」欄について、記載対象を「応募研究課題の内容に限ることなく」から「本研究に関連する重要なもの」に変更するとともに、基盤研究と同様、発表年毎に線を引いて区別し、通し番号を付すこととしました。また、「研究資金の応募・採択状況」欄を、基盤研究と同様の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に変更しました。

また、各項目の順番及び分量は以下のとおり変更しました。

平成20年度公募に係る研究計画調書	平成19年度公募に係る研究計画調書
1. 研究概要	1. 研究概要
2. 研究目的（分量の増）	2. 研究目的
3. 研究計画・方法（分量の増）	3. これまでに受けた研究費とその成果等
4. 今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等	4. 今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等
5. これまでに受けた研究費とその成果等	5. 研究計画・方法
6. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 （削除） （削除）	6. 人権の保護及び法令等の遵守への対応
7. 研究経費の妥当性・必要性（分量の減）	7. 分担金の有無
8. 設備備品費の明細	8. 研究分担者に分担金を配分する理由
9. 消耗品費等の明細	9. 研究経費の妥当性・必要性
10. 研究業績	10. 設備備品費の明細
11. 研究費の応募・受入等の状況・エフォート	11. 消耗品費等の明細
	12. 研究業績
	13. 研究資金の応募・採択状況

(5) 「特定領域研究（継続領域）」計画研究（新規）の各項目の順番等の見直し

「研究業績」欄について、記載対象を「応募研究課題の内容に限ることなく」から「本研究に関連する重要なもの」に変更するとともに、基盤研究と同様、発表年毎に線を引いて区別し、通し番号を付すこととしました。

また、各項目の順番及び分量は以下のとおり変更しました。

平成20年度公募に係る研究計画調書	平成19年度公募に係る研究計画調書
1. 研究概要	1. 研究概要
2. 研究目的（分量の増）	2. 研究目的
3. 研究計画・方法	3. これまでに受けた研究費とその成果等
4. 今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等	4. 今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況等
5. これまでに受けた研究費とその成果等	5. 研究計画・方法
6. 研究経費の妥当性・必要性 （削除） （削除）	6. 人権の保護及び法令等の遵守への対応
7. 設備備品費の明細	7. 分担金の有無
8. 消耗品費等の明細（分量の減）	8. 研究分担者に分担金を配分する理由
9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応	9. 研究経費の妥当性・必要性
10. 研究業績	10. 設備備品費の明細
11. 研究資金の応募・採択状況	11. 消耗品費等の明細
	12. 研究業績
	13. 研究資金の応募・採択状況

【電子申請システム】

(1) 「特別推進研究」及び「特定領域研究（継続領域）」に係る「継続課題情報取得」ボタンの追加

継続応募の場合、「継続課題情報取得」ボタンを押すことにより、「研究課題名」欄に継続研究課題に係る研究課題名が表示されるとともに、「研究経費」欄に内約額（交付決定時に示されている交付予定額）が表示されるようになりました。

< 第2種・第3種科研費に関する事項 >

【公募要領】

(1) 「基盤研究(S)」の応募総額の引き上げ

平成20年度応募分より、「基盤研究(S)」における応募総額を「5,000万円以上1億円程度まで」から「5,000万円以上2億円程度まで」にしました。

(2) 「基盤研究(A・B・C)」の研究期間を延伸

平成20年度応募分より、「基盤研究(A・B・C)」の研究期間を「2～4年」から「3～5年」にしました。

(3) 「若手研究(S)」における応募総額の目安を明記

平成20年度応募分より、「若手研究(S)」における応募総額を「1億円程度まで」から「概ね3,000万円以上1億円程度まで」にしました。

(4) 「基盤研究(C)」における審査を希望する分割体系(分割番号)の変更

平成20年度応募分より、「系・分野・分科・細目表」の改正に伴い、キーワードにより審査を分割する細目を増やすとともに、従来2分割していた分割体系(分割番号)についても最大5分割まで行うこととしました。

(5) 「基盤研究(S)」における審査方法の変更

平成20年度応募分より、「若手研究(S)」の審査方法と同様に、ヒアリング審査を行う予定です。

【研究計画調書】

(1) 各様式の分量の見直し

平成20年度の応募にあたり、研究規模に応じて、研究計画調書の分量の見直しを行い、「基盤研究(S)」の「これまで受けた研究費とその成果等」欄について1頁追加し、合計2頁としました。

(2) 若手研究(S)の研究経費の明細欄について

平成20年度の応募にあたり、「基盤研究(S)」と同様の記入欄に変更しました。

【電子申請システム】

(1) 研究代表者の連絡先を登録

平成20年度の応募にあたり、「基盤研究(S)」及び「若手研究(S)」の研究代表者の連絡先を登録することを追加しました。

(2) 応募情報の出力内容の変更

「基盤研究(C)」及び「若手研究(A・B)」の研究計画調書の前半部分(応募情報)について、応募者が作成中の場合(「確認完了・提出処理」を行うまで)には、「提出確認用」のすかし文字が出力されるよう変更しました。

2. 作成及び提出に当たって留意する事項

- (1) 研究計画調書の作成に当たっては、「応募情報（Web入力項目）作成・入力要領」及び各研究種目の「研究計画調書作成・記入要領」をよく読んで、記入漏れ等のないよう十分注意するとともに、公募要領を参考にしてください。
- (2) 細目の選定に当たっては、次の場合に分割番号を選択する必要がありますので注意してください。
 - ・「総合・新領域系」の一部の細目（基盤研究、萌芽研究、若手研究）
 - ・「基盤研究（C）」の一部の細目
- (3) 「研究業績」欄に、学術誌への投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。
- (4) 「基盤研究（C）」及び「若手研究（A・B）」の研究計画調書については、昨年同様前半部分（応募情報）と後半部分（応募内容ファイル）をそれぞれ両面印刷して、後半部分は先頭ページがおもて面となるように作成し、紙媒体で提出してください。
- (5) 研究計画調書は概ね5ヶ月（11月受付時から3月の審査会）以上の長期にわたって使用されるので、左側をしっかりとのり付けしてください。（提出後に一部分が剥がれて無くなってしまっても責任を負えません。）
- (6) 例年、提出された研究計画調書の中に、裏面が白紙のものや、表と裏が逆に貼り付けてあるもの、また、他の研究課題の応募内容が添付されているものが見受けられますが、そのままの状態では審査に付されませんので、十分注意してください。
- (7) 研究計画調書は審査資料ですので、極端に小さい字、行間、字間の狭いものなど、読みづらいものは避けてください。
- (8) 応募情報を出力（印刷）した研究計画調書の前半部分に修正（PDFファイルの改変・印刷後の修正液の使用等）を加えることはできません。（「基盤研究（C）」及び「若手研究（A・B）」については、「提出確認用」と記載された応募情報を日本学術振興会に提出することはできません。）
- (9) 科学研究費補助金（基盤研究等）の「評価ルール」については、10月上旬頃に日本学術振興会のホームページにおいて最新版を公開する予定ですので参考にしてください。
- (10) 平成20年度公募について、文部科学省及び日本学術振興会ホームページ上に研究計画調書の応募内容ファイルを、関係通知と併せて掲載しています。
研究計画調書の応募内容ファイルの作成に当たっては、ホームページから応募内容ファイルの様式をダウンロードして作成してください。

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会（JSPS）ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>



3. 研究機関において特に留意する事項

- (1) 「基盤研究(C)」及び「若手研究(A・B)」の応募書類の提出期間は、平成19年11月12日(月)～11月15日(木)(期限厳守)です。応募書類を送付する場合は提出期間内に到着するように発送してください。なお、送付された応募書類のうち、平成19年11月14日(水)までに発送したことが証明できる場合に限り、11月16日(金)に到着したのものまで受理します。(提出期限を過ぎて到着しても受付できませんので十分注意してください。)また、受付会場に応募書類を持参する場合は、受付時間にもご注意ください。(午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までです。)

なお、「電子申請システム」により、応募書類の全てを提出する研究種目に係る提出期限は、平成19年11月15日(木)午後4時30分(期限厳守)です。

提出された応募書類の訂正、再提出等を行うことを認めません。提出に当たっては、誤りのないよう全ての応募書類を確認の上、提出してください。

- (2) 「基盤研究(C)」及び「若手研究(A・B)」の研究種目ごとの提出部数を、日本学術振興会公募要領(43頁)で必ず確認してください。

- (3) **研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出**

研究者が作成する応募書類以外に、研究機関が作成、提出する書類として、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書」を作成・提出してください。提出のない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

- (4) **「電子申請システム」による応募に伴う事前手続**

「電子申請システム」を利用するためには電子証明書が必要です。電子証明書を取得していない研究機関は、「電子証明書発行依頼書」を独立行政法人日本学術振興会総務部企画情報課システム管理係に提出してください。

なお、すでに電子証明書を取得している場合は、再度提出する必要はありません。

- (5) **「研究者名簿」への登録確認**

所属する研究者が、「研究者名簿」への登録期限(平成19年10月19日(金))までに、部局・職名を含め正しく登録されているか、必ず確認してください。

- (6) **電子申請システムによる応募情報の提出**

「基盤研究(C)」及び「若手研究(A・B)」に応募する場合には、応募書類の提出前に、「電子申請システム」より応募情報の提出処理(「チェックリスト」の確定処理)を行ってください。

4 . 記入例等

(1) 「応募内容ファイル」の記入例

「設備備品費の明細」「消耗品費の明細」欄の記入例

各年度毎に線を引いて区分し、かつ計を入れて記入してください。

「金額」欄は千円単位で記入してください。

いずれかの年度において「設備備品費」が研究費全体の90%を超える場合には、当該経費の研究遂行上の必要性(内訳等)について「研究経費の妥当性・必要性」欄に記入してください。

(金額単位：千円)

設備備品費の明細			消耗品費の明細	
年度	品名・仕様 (数量×単価)(設置機関)	金額	品名	金額
20	2×@ 100 (大学)	200		350
	2×@ 150 (大学)	300		4
	1×@ 400 (大学)	400		10
	計	900	計	130
21	1×@ 200 (大学)	200		494
	1×@ 400 (大学)	400		5
	計	600	計	10
				465

「旅費等の明細」欄の記入例

各年度毎に線を引いて区分し、かつ計を入れて記入してください。

「金額」欄は千円単位で記入してください。

いずれかの年度において「旅費(国内旅費及び外国旅費)」又は「謝金等」のどちらかの経費が研究費全体の90%を超える場合には、当該経費の研究遂行上の必要性(内訳等)について、「研究経費の妥当性・必要性」欄に記入してください。

(金額単位：千円)

旅費等の明細								
年度	国内旅費		外国旅費		謝金等		その他	
	事項	金額	事項	金額	事項	金額	事項	金額
20		100				150		80
		60				13		
	計	160	計	0	計	163	計	80
21		70		300				
	計	70	計	300	計	0	計	0

科学研究費補助金では支出できない経費もあるので、注意してください。

「研究業績」欄の記入例（基盤研究（A・B・C））

種目によっては、最近5カ年間の業績に限定している場合がありますので、様式の指示書等を確認しながら作成してください。

現在から順に発表年次を過去にさかのぼり、発表年（暦年）ごとに線を引いて区別し、通し番号を付して記入してください。

年度毎の区切り線は移動させても構いません。

学術誌等へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記入してください。（以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可。）

著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下を省略（省略する場合、その員数と、記載されている順番を 番目と記入）しても可。

研究代表者及び研究分担者には下線を付してください。

u003Cp>

連携研究者及び研究協力者の研究業績等は記載しないでください。

研究業績		
発表年	研究代表者・ 分担者氏名	発表論文名・著書名等
2007 以降	半蔵門太郎	1. 論文名 <u>半蔵門太郎</u> 、 ×××学会誌、11巻 120-127(2007) 査読有 (他10名、1番目)
	麴町一郎	2. 論文名 、 <u>麴町一郎</u> (他10名、3番目) 学会誌、15巻 130-145(2007) 査読無
2006	半蔵門太郎	3. 論文名 <u>半蔵門太郎</u> 、 学会誌、6巻 150-155(2006) 査読有 (他7名、1番目)
	永田町学	4. 論文名 、 <u>永田町学</u> (他7名、6番目) &&&学会誌、3巻 56-72(2006) 査読無
2005 ・ ・		

「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の記入例（基盤研究、萌芽研究及び若手研究S・A・B）

複数の研究費を記入する場合は、線を引いて区別して記入してください。

「エフォート」欄には、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率（%）を記入してください。

「応募中の研究費」欄の先頭には、本応募研究課題を記入して下さい。

科学研究費補助金の「特定領域研究」にあつては、「計画研究」、「公募研究」の別を記入してください。

所属研究機関内で競争的に配分される研究費についても記入してください。

他の研究費への応募等があるにもかかわらず記入していないこと及び事実と反する記入のないようにしてください。

科学研究費補助金の連携研究者として参加する研究課題は本欄に記載する必要はありませんが、当該研究課題に係るエフォートは「(3)その他の活動」に含めてください。

基盤A・B(一般) - 14

資金制度・研究費名(研究期間・配分機関等名)	研究課題名(研究代表者氏名)	役割(代表・分担の別)	平成20年度研究経費(期間全体の額)(千円)	エフォート(%)	えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 基盤研究(A)(一般)(H20~H23)	の 的研究	代表	10,000 (30,000)		-
基盤研究(S)(H20~H24)	の××的研究	代表	30,000	-	
萌芽研究(H20~H22)					
特定領域研究(公募研究)(H20~H21)	××について ()		(0)	××× ×××	
××研究推進費(学内公募資金)(H20~H23)(大学)	論	代表	500 (1,500)		

研究代表者 (1) 応募中の研究費、(2) 受入予定の研究費に分け、それぞれの頁に記入して下さい。

代表者または分担者の別を記入してください。連携研究者として参加する研究課題は記載不要です。

科学研究費補助金において、重複応募は可能であっても、重複して採択されることがない種目を記載する場合は、「-」と記入してください。

本応募研究課題との研究内容(研究目的、研究方法、研究規模の違い、等)の相違点及び当該他の課題に加えて本課題へ応募する理由を、焦点を絞って明確に記入してください。

所属研究機関内で支給される研究費など、特に定まった名前がない場合は、当該研究費の内容が具体的にわかるように記入してください。

平成20年度に受け入れる直接経費の額(応募中のものは応募額)を記入し、下段に()書きで研究期間全体の総額を記入してください。

研究代表者のみ作成・添付

基盤A・B(一般) - 15

研究費の応募・受入等の状況・エフォート(つづき)

研究費(H18~H22)() ()	の 論 ()	分担	500 (2,500)		
(3)その他の活動					
合計 (上記(1),(2),(3)のエフォートの合計)				100 (%)	
研究機関名	大学	研究代表者氏名			

研究分担者等の場合は、()書きで研究代表者等の氏名を記入してください。

研究分担者等の場合は、平成20年度に受け入れる分担金の額(予定額)を記入し、下段に()書きで研究期間全体で受け入れる分担金の総額(予定額)を記入してください。(分担金が配分されない場合は、それぞれ0を記入してください。)

(2) 時限付き分科細目の応募に関する注意点

「時限付き分科細目」は、**基盤研究(C)についてのみ**適用される分科細目であり、
学術研究の動向に柔軟に対応するため、「**設定期間**」を設けて応募を受け付ける審査分
野のことです。

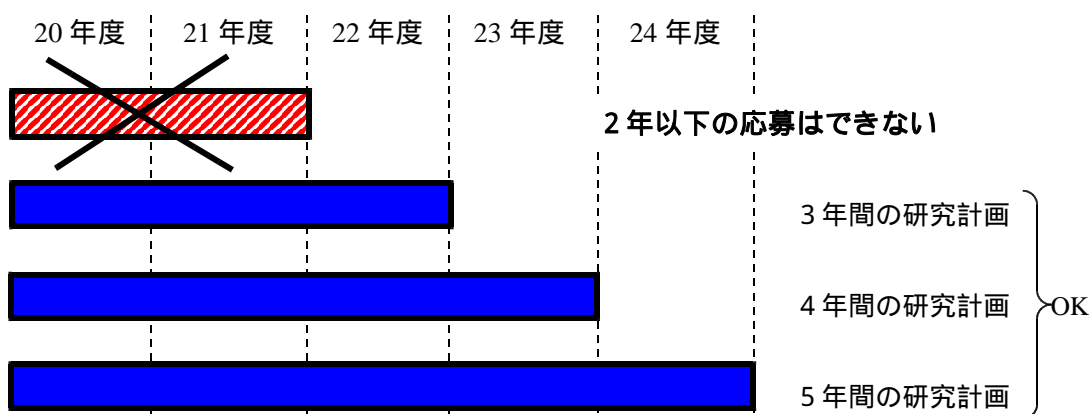
この「設定期間」は、日本学術振興会が**新規の研究課題の応募を受け付ける期間**
のことを指します。例えば「設定期間」が平成20年度～21年度までの「細目番号90
35・元素戦略」であれば、平成21年度公募まで新規課題の公募を行うということにな
ります。つまり「設定期間」というのは、あくまで**公募を行う期間**であり、必ずしもこ
の期間内に研究を終わらせなければならない、ということではありませんのでご注意くだ
さい。

なお、設定期間については、見直しが行われる場合があります。

また、「時限付き分科細目」については、研究計画調書の提出部数が基盤研究(C)にお
ける他の分科細目と異なることに注意してください。(時限付き分科細目以外:6部 時限
付き分科細目:9部 公募要領43頁参照)

例) 細目番号9035・「元素戦略」

設定期間：平成20年度～21年度



この場合、上記3通りの応募が考えられます。

(3) 研究計画最終年度前年度の応募について

研究計画最終年度前年度の応募の具体例

例	平成20年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
1	<p>【前年度応募ができる特別推進研究1件のみ継続課題がある場合】</p> <p>特別推進研究 (研究期間：平成16～20年度)</p>	<p>→ 特別推進研究 → 基盤研究(S) → 基盤研究(A・B・C)「一般」 → 基盤研究(A・B)「海外」 (上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能)</p> <div data-bbox="336 846 1406 1061" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Timeline diagram for Example 1: The top line represents the continuation topic (特別推進研究) from FY16 to FY20, with a dashed line extending to FY23. The bottom line represents the application period (今回前年度応募) from FY20 to FY23. The text '(研究成果報告書等の提出)' is placed above the FY20 mark on the top line.</p> </div>
2	<p>【前年度応募ができる基盤研究1件のみ継続課題がある場合】</p> <p>基盤研究(A)「一般」 (研究期間：平成17～20年度)</p>	<p>→ 特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能。) → 基盤研究(S) → 基盤研究(A・B・C)「一般」 → 基盤研究(A・B)「海外」(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能) (上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能)</p> <div data-bbox="336 1413 1406 1664" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Timeline diagram for Example 2: The top line represents the continuation topic (基盤研究(A)「一般」) from FY17 to FY20, with a dashed line extending to FY23. The bottom line represents the application period (今回前年度応募) from FY20 to FY23. The text '(研究成果報告書等の提出)' is placed above the FY20 mark on the top line.</p> </div>

例	平成20年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
3	<p>【前年度応募ができる基盤研究で複数の継続課題がある場合】</p> <p>基盤研究(A)「一般」 (研究期間：平成17～20年度)</p> <p>基盤研究(B)「海外」 (研究期間：平成17～20年度)</p>	<p>特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>基盤研究(A・B・C)「一般」</p> <p>特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>基盤研究(A・B)「海外」</p> <p>注1) 1継続課題当たり、上記の研究種目に1件のみ前年度応募が可能。その際、重複応募の制限にかかる研究種目(審査区分)に前年度応募できる課題は1件のみ。 (例えば、基盤A「一般」特別推進研究に前年度応募した場合は、基盤B「海外」特別推進研究への前年度応募は不可)</p> <p>注2) 特別推進研究が採択された場合には、他の研究課題は全て廃止する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>17 18 19 20 (研究成果報告書等の提出)</p> <p>継続課題 ----- ----- ----- ----- </p> <p>(基盤A「一般」)</p> <p>17 18 19 20 (研究成果報告書等の提出)</p> <p>継続課題 ----- ----- ----- ----- </p> <p>(基盤B「海外」)</p> <p>20 21 22 23</p> <p>今回前年度応募 ----- ----- ----- ----- </p> <p>(それぞれの課題から1課題ずつ計2課題まで前年度応募が可能)</p> </div>

例	平成20年度の継続課題	研究計画最終年度前年度の応募可能研究種目等
4	<p>【基盤研究に2件の継続課題があるが1件は前年度応募ができない継続課題である場合】</p> <p>基盤研究(B)「一般」 (研究期間：平成17～20年度)</p> <p>基盤研究(B)「海外」 (研究期間：平成18～21年度)</p>	<p>→特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>→基盤研究(A・B・C)「一般」</p> <p>(上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能 基盤A・B「海外」及び基盤Sには、継続課題(基盤B「海外」と重複応募の制限がかかるため前年度応募できない。)</p> <p>→前年度応募不可 (研究計画最終年度の前年度でないため。)</p> <p>(特別推進研究が採択された場合には、継続課題(基盤B「海外」)は廃止する。)</p> <div data-bbox="336 801 1402 1084" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>The diagram shows a timeline from year 17 to 23. For 'General' (基盤B「一般」), the period is 17-20, with a dashed line extending to 23. For 'Overseas' (基盤B「海外」), the period is 18-21, with a dashed line extending to 23. A central horizontal line indicates the 'Application Window' (今回前年度応募) from year 20 to 23. A note at the top right says '(研究成果報告書等の提出)' and a note at the bottom right says '(当該課題は前年度応募不可)'.</p> </div>
5	<p>【前年度応募のできる基盤研究と萌芽研究の継続課題がある場合】</p> <p>基盤研究(B)「一般」 (研究期間：平成17～20年度)</p> <p>萌芽研究 (研究期間：平成18～20年度)</p>	<p>→特別推進研究(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>→基盤研究(S)</p> <p>→基盤研究(A・B)「一般」</p> <p>→基盤研究(A・B)「海外」(前年度応募ではなく、新規として応募することも可能)</p> <p>(上記の研究種目のうちいずれか1件への前年度応募が可能 基盤C「一般」には、継続課題(萌芽研究)と重複応募の制限がかかるため前年度応募できない。)</p> <p>→前年度応募不可 (前年度応募の対象となる研究種目でないため。)</p> <p>(特別推進研究が採択された場合には、継続課題(萌芽研究)は廃止する。)</p> <div data-bbox="336 1720 1402 2002" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>The diagram shows a timeline from year 17 to 23. For 'General' (基盤B「一般」), the period is 17-20, with a dashed line extending to 23. For 'Emerging' (萌芽研究), the period is 18-20, with a dashed line extending to 23. A central horizontal line indicates the 'Application Window' (今回前年度応募) from year 20 to 23. A note at the top right says '(研究成果報告書等の提出)' and a note at the bottom right says '(当該課題は前年度応募不可)'.</p> </div>

5 . 研究計画調書の作成等についての補足事項

【応募情報(Web入力項目)関係】

1. 「開示希望の有無」欄について、審査結果の開示希望者には、研究機関を通じて親展により本人に対してのみ通知します。
2. 「研究組織表」欄について、研究分担者及び連携研究者は、研究代表者と異なり、研究者番号を入力しても氏名・所属等は自動表示されませんので、全項目を正しく入力してください。研究者番号を持っていない場合は研究分担者及び連携研究者となることはできません。
なお、研究分担者を組織に加える場合は、事前に「研究分担者承諾書」(「公募要領」8ページ参照)を徴収してください。
3. 最終的な「応募情報(Web入力項目)」のファイルを出力する際には、必ず「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。PDF形式のファイルがダウンロードできても、「確認完了・提出」ボタンをクリックしていない限り、「電子申請システム」上では「未提出」という状態になっています。
4. 一旦「確認完了・提出」ボタンを押すと応募者側で修正ができなくなります。修正する場合には事務担当者が「却下」ボタンを押して、応募者が修正できる状態にした上で行うこととなります。なお、版数は「0版」から始まり、応募者が「確認完了・提出」ボタンを押すたびに版数が上がりますので「0版」ということは応募者がまだ、「確認完了・提出」ボタンを押していない段階ということになります。
5. 「電子申請システム」は、長時間操作が行われない場合、インターネットからの接続を自動的に切断します。その際、それまで入力していたデータが消えてしまう可能性がありますので、入力が長時間にわたる場合は、「一時保存」によりデータをこまめに保存してください。
6. 紙媒体により提出する基盤研究(C)及び若手研究(A・B)では、「電子申請システム」へ入力した内容と、印刷した「応募情報(Web入力項目)」の内容は必ず一致するようにしてください。例えば、
 - ・「応募情報ファイル」を印刷した後に「電子申請システム」で修正入力を行ったが、修正版の印刷を行わなかった。
 - ・「電子申請システム」への入力を行わず、印刷した「応募情報(Web入力項目)」に手書きで修正を加えた。といったことがないように注意してください。

【応募内容ファイル作成関係】

7. 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄には、該当する研究課題を応募される場合は必ず記入してください。また、該当しない場合であっても必ずその旨を記入するようにしてください。本欄が空欄になっていると審査に支障をきたします。

8. 種目別留意事項

研究種目毎の作成・記入要領とあわせて、以下の事項につきましてもご留意頂いた上で作成してください。

< 特定領域研究 >

特定領域研究の研究計画調書は、モノクロ印刷により出力した上で審査に付されます。カラー図表等を挿入することは差し支えありませんが、モノクロ印刷されることを想定した上で挿入するようにしてください。(特定領域研究及び萌芽研究以外の完全電子申請種目はカラー印刷で出力し、審査に付されます。)

< 基盤研究(S) >

基盤研究(S)の他、基盤研究(A)に当該応募研究課題と関連する研究課題を応募している場合には到達目標等の相違点を、また、関連のない研究課題を応募している場合には研究内容等の相違点を、基盤S - 1「研究目的」欄に記入することとなっています。該当者は必ず記入するようにしてください。

基盤S - 12「研究者調書」に記載できる研究業績等は、最近5カ年間のものに限定されていませんのでご注意ください。また、「研究者調書」は研究代表者及び研究分担者について必要となりますので、研究組織欄に記入した順番で作成してください。なお、連携研究者分については作成する必要はありません。

< 基盤研究(A, B)(一般)、基盤研究(C) >

基盤研究(A, B)(一般)及び基盤研究(C)の記載項目については基本的に共通です。ただし、「研究計画・方法」欄及び「研究業績」欄の分量が種目により異なりますのでご注意ください。

また、紙媒体での提出となる基盤研究(C)について、研究計画調書は両面印刷で作成してください。その際、応募内容ファイルの先頭ページが、見開きのページにおいて、必ず右側のページになるよう作成してください。

< 基盤研究(A・B)(海外) >

基盤A・B(海外) - 3「研究計画・方法」欄には、調査研究実施国・地域及び旅行経路について必ず記入することとなっています。

基盤A・B(海外) - 7及び8「重複応募」欄には、同一年度内に審査区分「一般」及び「海外学術調

査」の両方に新規の研究課題として応募する、もしくは平成20年度において審査区分「一般」の継続課題を有する者が「海外学術調査」の新規課題を応募する等の重複応募に該当する場合に必ず記入してください。

< 萌芽研究 >

萌芽 - 1「研究目的」欄には、当該研究が、新しい原理の発見や斬新な着想や方法論の提案を行うものである点、又は領域を越えた新しい研究手法や革新的な機器などの開発を行うものである点等についても記入することとなっています。

萌芽研究の研究計画調書は、モノクロ印刷により出力した上で審査に付されます。カラー図表等を挿入することは差し支えありませんが、モノクロ印刷されることを想定した上で挿入するようにしてください。(特定領域研究及び萌芽研究以外の完全電子申請種目はカラー印刷で出力し、審査に付されます。)

< 若手研究(S) >

基盤研究(S)同様、他の研究種目に当該応募研究課題と関連する研究課題を応募している場合には到達目標等の相違点を、関連のない研究課題を応募している場合には研究内容等の相違点を「研究目的」欄に記入することとなっていますので、該当者は必ず記入してください。

また、若手(S) - 7の「研究業績」欄についても、基盤研究(S)同様、最近5カ年間のものに限定されておられません。

< 若手研究(A・B) >

若手(A・B) - 5は若手研究(A)に応募する場合のみ記入してください。若手研究(B)に応募する場合は、空欄のままで結構です。

若手(A・B) - 6の「研究業績」欄については、基盤研究(S)及び若手研究(S)同様、最近5カ年間のものに限定されておられません。

また、本種目は基盤研究(C)同様紙媒体での提出となりますので、両面印刷とページ調整にご留意ください。

[その他]

9. 電子申請システムによって入力された研究計画調書のデータは来年8月末で消去する予定ですので、必要に応じて各機関で保存等行ってください。
10. 研究計画調書を紙媒体で提出する研究種目においては、提出部数の確認を入念にお願い致します。特に例年、基盤研究(C)の「時限付き分科細目」に6部で提出されてくるものが多数ありますが、「時限付き分科細目」の提出部数は9部となっていますのでご注意ください。